

根室市火災予防条例の一部改正について（概要）

（平成 28 年 4 月 1 日施行）

1 「ガスグリドル付こんろ」に係る離隔距離について

家庭用ガスこんろの下部に、ガスグリドル（直火で加熱したプレートによって、主として伝導熱で調理する機器）を備えた機器が市場に流通するようになったことを踏まえ、「ガスグリドル付こんろ」と同じ項に「ガスグリドル付こんろ」の離隔距離を追加したものであります。

2 最大入力値 5.8kw 以下の電磁誘導加熱式調理器（以下「IH調理器」という。）に係る離隔距離について

これまでの IH調理器は、最大入力値 4.8kw 以下の機器が主流でありましたが、近年は、出力高い製品のニーズが高まり、最大入力値が 5.8kw 以下の製品が主流となっていることから、最大入力値 5.8kw 以下の IH調理器の離隔距離を追加したものであります。

3 その他の規定の表現整理について

(1) 「ドロップイン式こんろ」を「組込型こんろ」に表記を変更

(2) 「電気こんろ」「電気レンジ」「電磁誘導加熱式調理器」を「電気調理用機器」に統合

図1 ガスグリドルの構造

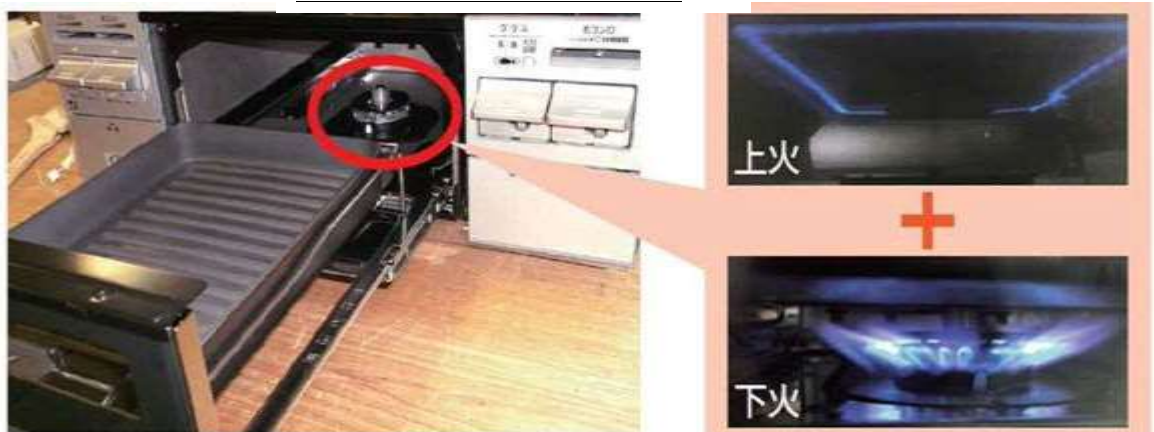


図2 「ガスグリドル付こんろ」と「ガスグリドル付こんろ」について

